



平成 25 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 **株式会社 インテリックス**
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 卓也
(コード 8940 東証第二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 鶴 田 豊 彦
T E L 03-5766-7639

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年7月12日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について平成25年8月27日（火曜日）開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年11月30日（土曜日）（当日は休日につき実質的には平成25年11月29日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年11月30日（土曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

※本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成25年6月30日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	75,569株
今回の分割により増加する株式数	7,481,331株
株式分割後の発行済株式総数	7,556,900株
株式分割後の発行可能株式総数	17,500,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成25年11月15日（金曜日）

基準日 平成25年11月30日（土曜日）

効力発生日 平成25年12月1日（日曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1個当たりの行使価額に変更はありません。

なお、新株予約権の目的となる1株当たりの払込金額については、平成25年12月1日以降、以下のとおり調整されることとなります。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成21年5月26日開催の取締役会決議に基づく新株予約権	30,100円	301円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日である平成25年12月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日（日曜日）

(参考) 平成25年11月27日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

②上記「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき平成25年12月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- a 株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- b 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。また、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、これらに伴い現行定款第7条以下の条数を繰り下げるものであります。
- c 第6条の変更、第7条及び第8条の新設及びこれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更後
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理および鑑定評価	1. 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理および鑑定評価
2. 室内装飾の設計および施工 (新設)	2. 室内装飾の設計および施工
3. 不動産売買および斡旋に伴う資金貸付ならびに債務保証 (新設)	3. <u>家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、貸借およびその仲介ならびに製造および加工</u>
(新設)	4. <u>不動産売買および斡旋に伴う資金貸付ならびに債務保証</u>
(新設)	5. <u>特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分等の売買、仲介および管理</u>
(新設)	6. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業</u>
(新設)	7. <u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u>
(新設)	8. <u>会社の合併ならびに技術、販売、製造等の提携の斡旋</u>
4. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務	9. <u>介護に関する事業</u>
	10. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u>

<p>5. 前各号に関する調査、研究、企画等の コンサルティング業務</p> <p>6. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>11. 前各号に関する調査、研究、企画等の コンサルティング業務</p> <p>12. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>175,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17,500,000株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>第1条 <u>本定款の第6条の変更、第7条および第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年12月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

5. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年8月27日(火曜日)
定款変更の効力発生日(第2条)	平成25年8月27日(火曜日)
定款変更の効力発生日(第6条、第7条及び8条)	平成25年12月1日(日曜日)

以 上